

原発に適正価格基準はあるか？

1. 原発被災者訴訟における被告側の「相対的安全論」

福島県の高線量地域から他県に避難してきた被災者たちに対して自己責任とでもいうかのごとく、政府と東電の賠償はきわめて少額である。被災者たちは、各県の地方裁判所に損害賠償請求の裁判を行っている。その裁判のために、地元の弁護士たちが支援弁護団を結成して裁判実務を担当して活動している。争点は津波の予見可能性と、予見可能とした場合に津波対策が災害発生時までには果たして完成できたかということの 2 点である。その議論のテーマは技術的な内容なので、ボランティアの技術専門家たちが意見書を書いている。私もその 1 員として数カ所の被災者支援弁護団のお手伝いをしている¹。

福島原発事故前には、政府および原発事業者は、「原発は絶対安全だ」といわゆる「安全神話」を喧伝していた。事故が起こってからは「この世に人間が作った設備で絶対安全なものはない。その中で格別に安全に気を付けている。だから、事故は不可抗力であり、その設備を建設・運用した事業者・規制当局に落ち度はない」という「相対的安全論」を主張するようになった。

その後、東北地方の歴史には周期的な津波の襲来があったことが 1990 年代から少しずつ明らかになり、その周期を考えればかなりの確度で原発事故につながる津波の襲来があることが予見されるようになった。具体的には 2002 年ころから国の審議会などで明らかになった。

それで、どこにどの程度の津波対策をすれば良かったのか、というテーマが重要な論点の一つになった。われわれは、電源設備の高所移設、建物の水密化、防潮堤などの対策を取っていれば過酷事故は防げたと主張している。それに対して、これらの裁判の過程で、被告側証人の岡本孝司氏や山口彰氏は「リソース有限論」を唱えるようになってきた。これは「相対的安全論」をさらに切り詰めたものである。

岡本孝司氏はその「意見書 (1)」(平成 28 年 9 月 12 日付) の 7 ページにおいて、次のように述べている。

「工学において安全対策を考える場合には、1 つの事項に集中した安全対策を施した場合、施設全体としての安全性が低下するという可能性もありますし、人的資源の問題や時間的な問題として、緊急性の低いリスクに対する対策に注力した結果、緊急性の高いリスクに対する対策が後手に回るといった危険性もある (後略)」

山口彰氏はその「意見書」(平成 28 年 9 月 29 日付) の 2～3 ページにおいて、次のよ

¹ 「職業人の社会的使命」『筒井新聞』第 342 号 (2) <http://tsutsuinews.html.xdomain.jp/342/342-2.pdf>

うに述べている。

「原子力工学の分野において、この安全対策をどのように行うのかについてですが、まず前提として理解しておかなければならないのは不確かさや知識の不完全さがあること、安全対策を施すにしてもリソースが有限であるということです。

原子力の安全対策というのは一般的に電気事業者が行うべきものですが、事業者である以上、経済的合理性を無視した安全対策を行うことはできませんし、規則を行う行政も無限の対策を講じるように指示することもできません。また、規則そのものも有限のリソースしか用いることができません。

そのため、原子力工学分野では、ゼロリスクは求めない一方で、不当なリスクがあってはならないということをめざした安全対策を行っていくことになります。」

この意見書により、同氏が、原発プラントの実体に通曉している専門家として、原発による電力単価が火力発電設備などの電力単価と競合関係にあつて、そのことのゆえに原発が開発初期から理想状態よりはコンパクトに設計されていること、安全対策においても理想的な状態を満たすに足るフリーハンドを持っているわけではないことを知悉していることが窺える。

2. では適正価格の上限はいくらなのか？

上記の議論は抽象的で、「ではどこまで安全対策をするのが適切か？」という問題に対する回答が得られない。

福島第一原発の津波対策として、15.7mの津波襲来が予想された時に、海拔 20m (10m 盤の上に 10m の防潮堤) を設置した場合には 500 億円の出費が予想されるので、武藤副社長を含む経営陣がその対策を先送りしたと言われている。500 億円は果たして払えない金額なのか？

現在、日本各地の原発で再稼働をめざすものは、それぞれ約 2000 億円の安全対策費を投入している。

福島原発事故以降に新設する世界の原発の設計は大幅に安全対策を強化し、100 万 kW 級の原発の建設費が、かつては 5 千億円といわれていたものが、その約 3 倍になったという事実がある (例：アレバが建設中のフランスのフラマンビル原発、日立がイギリスで計画中のウィルヴァ B 原発)。

岡本氏や山口氏は、具体的にどのくらいの金額が投入可能なリソースだというのだろうか？

政府や学界が精神面で高尚な安全論議を展開したとしても、原発事業者が実際に設備計画予算を決定する場面に局面が移ると、途端に安全対策が縮小してしまうことは見やすい道理であり、実務上それに対して明快な歯止めになる論理は、岡本氏や山口氏をはじめとする理論家からは出てこない。発電事業も経済行為の一端であるから、有限なリソースの範囲内で安全対策を行えばよい、という論理の中には、安全対策を十分に尽くすとい

う意思決定は生まれてこない。

(2018年10月24日 哲)